

## 社会福祉法人おあしす新川 役員及び評議員等の報酬並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人おあしす新川（以下「本法人」という。）の役員、評議員及びその他の者が、本法人の用務のため出勤又は委員会等の会議に出席した場合の報酬並びに費用の支給基準を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において掲げる用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 役員 本法人定款第15条に規定する理事の内非常勤の理事及び監事
- (2) 評議員 本法人定款第5条に規定する者
- (3) 評議員選任・解任委員会委員  
本法人定款第6条第2項に規定する者
- (4) 各委員会委員  
本法人が設置する苦情処理委員会及び入所検討委員会の委員
- (5) 報酬 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益のこと（その名称を問わない）
- (6) 費用 職務の執行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（日当、宿泊費及び雑費を含む）、手数料などの経費

### (報酬の支給)

第3条 本法人は、役員、評議員、評議員選任・解任委員会委員及び各委員会委員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 理事長については、別表2に定める報酬を支給することができる。
- 3 理事長を除く役員等には、理事会等への出席の都度、別表3に定める額を支給することができる。
- 4 評議員には、本法人定款第8条に定める金額の範囲内で、評議員会への出席の都度、定額を支給することができる。
- 5 監事には、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支払うことができる。
- 6 評議員選任・解任委員会委員及び各委員会委員には、委員会等への出席の都度、定額を支給することができる。
- 7 本法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、役員報酬は支給しない。

### (報酬額の決定)

第4条 本法人の理事の報酬総額は、別表1「理事の年間報酬総額」に定める金額の範囲内とし、報酬は別表2「理事長の報酬」及び別表3「役員及び評議員等の会議出席等に係る報酬」に定める額とする。

- 2 監事の報酬は、別表4「監事の年間報酬総額」に定める金額以内とし、各監事に対する報酬の額は、別表3「役員及び評議員等の会議出席等に係る報酬」及び別表5「監事の監査に係る報酬」に定める額とする。
- 3 評議員の報酬は、本法人定款第8条に定める金額の範囲内において別表2「役員及び評議員等の会議出席等に係る報酬」に定める額とする。
- 4 評議員選任・解任委員会委員及び各委員会委員の報酬は、別表2「役員及び評議員等の会議出席等に係る報酬」に定める額とする。

(報酬の支給方法)

- 第5条 理事長の報酬は月額とし、翌月26日に本人の指定する本人名義の預金口座へ振込により支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日または国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日等でない日に支給する。
- 2 理事長以外の役員等報酬は、会議等の開催日の属する月の翌月26日に本人の指定する本人名義の預金口座へ振込により支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日または国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)に当たるときは、その日前の最も近い日曜日等でない日に支給する。
  - 3 監事の監査に係る報酬は、毎事業年度の監査終了日の属する月の翌月の26日に本人の指定する本人名義の預金口座へ振込により支給する。ただし、その日が日曜日等に当たるときは、その日前の最も近い日曜日等でない日に支給する。

(報酬等日割り計算)

- 第5条の2 理事長の報酬は就任した日から支給する。
- 2 理事長が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
  - 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

- 第5条の3 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
  - (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(費用)

- 第6条 本法人は、役員、評議員、評議員選任・解任委員会委員及び各委員会委員が、その職務の遂行に当たって負担した、本法人が認める費用について、請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。
- 2 役員及び評議員等が会議等に出席したときは、別表6により、交通費相当として費用

弁償費を支払うことができる。

(公表)

第7条 本法人は、この規程をもって、本法人定款第8条及び第21条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

付 則

- 1 この規程は、平成29年6月14日から施行する。
- 2 社会福祉法人おあしす新川役員等報酬規程は廃止する。
- 3 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 理事の年間報酬総額

名 称	金 額
理事の年間報酬総額	2,000,000 円

別表2 理事長の報酬

役職名	金 額
理事長	月額 100,000 円

別表3 役員及び評議員等の会議出席等に係る報酬

会議名等	出席者	報酬
理事会	役員	1日あたり 5,000 円
評議員会	役員、評議員	1日あたり 5,000 円
評議員選任・解任委員会	役員、委員 (職員を除く)	1日あたり 5,000 円
各委員会	委員	1日あたり 5,000 円
法人用務のため	役員、評議員 各委員会委員	要した時間 (1時間あたり) 1,000 円

別表4 監事の年間報酬総額

名 称	金 額
監事の年間報酬総額	200,000 円

別表5 監事の監査に係る報酬

名 称	金 額
事業年度につき一律一人	10,000 円

別表6 役員及び評議員等の会議出席等に係る交通費相当の費用額

地 域	金 額
朝日町	1日あたり 500 円
入善町	1日あたり 0 円
黒部市	1日あたり 500 円
魚津市	1日あたり 1,000 円
上記以外の地域	1日あたり 2,000 円